

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度（2025年度） 第1回 枚方市上下水道事業経営審議会	
開 催 日 時	令和7年6月12日（木）	開始時刻 13時30分 終了時刻 15時30分
開 催 場 所	枚方市上下水道局 管理棟4階 大会議室	
出 席 者	後藤副会長、笠原委員、水野委員、市川委員、門崎委員、中島委員 河本委員、辻委員、徳本委員、大岸委員	
欠 席 者	真山会長	
案 件 名	（1）審議案件 ・ 令和6年度（2024年度）水道事業 施策評価（速報版）について ・ 令和6年度（2024年度）下水道事業 施策評価（速報版）について （2）報告案件 ・ 水道事業及び下水道事業における情報発信の強化について ・ 下水道管路の全国特別重点調査及び水道管路の緊急調査について ・ 中宮浄水場更新事業及び浄水施設運転維持管理業務等委託について ・ 中宮浄水場～春日受水場間口径800mm以下送水管更新工事等について （3）その他	
提出された資料等の 名 称	資料1 枚方市上下水道事業経営審議会条例 資料2 枚方市上下水道事業経営審議会委員名簿 資料3 ビジョンの推進（評価）について 資料4－1 令和6年度「枚方市水道ビジョン2022」施策評価一覧表（速報版） 資料4－2 令和6年度「枚方市水道ビジョン2022」施策評価シート（速報版） 資料4－3 令和7年度 具体的取組の目標一覧（「水道ビジョン2022」施策評価） 資料5－1 令和6年度「枚方市下水道ビジョン2022」施策評価一覧表（速報版） 資料5－2 令和6年度「枚方市下水道ビジョン2022」施策評価シート（速報版） 資料5－3 令和7年度 具体的取組の目標一覧（「下水道ビジョン2022」施策評価） 資料6 水道事業及び下水道事業における情報発信の強化について 資料7 下水道管路の全国特別重点調査及び水道管路の緊急調査について 資料8 中宮浄水場更新事業及び浄水施設運転維持管理業務等委託について 資料9 中宮浄水場～春日受水場間口径800mm以下送水管更新工事等について その他資料 上下水道局 出席職員等一覧、会場配席図	
決 定 事 項	・ 決算認定後の令和7年度第2回審議会で、事務局から内部評価を報告し、外部評価を行う。 ・ 第2回の開催は11月頃の予定で、事務局が調整の上連絡する。	

会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 (事 務 局)	上下水道局 上下水道部 上下水道政策課
審 議 内 容	
案件（１）	審議案件
審議案件（１）	令和６年度(2024年度)水道事業 施策評価(速報版)について
事務局：	資料３、資料４－１、資料４－２、資料４－３に基づき、「ビジョンの推進（評価）について」、「令和６年度「枚方市水道ビジョン 2022」施策評価一覧表（速報版）」、「令和６年度「枚方市水道ビジョン 2022」施策評価シート（速報版）」及び「令和７年度具体的取組の目標一覧（「水道ビジョン 2022」施策評価）」を説明。
河本委員：	資料４－２－９ページ、５－③取組内容「近隣市や事業者との応援協力体制を確立します。」の令和６年度実績において、「締結期間が令和７年３月で終了となるヴェオリア・ジェネッツ株式会社関西支店と、引き続き災害協定の締結、更新をしました。」と記載されていますが、災害協定の内容を教えてください。
事務局：	災害協定は、年に１回以上の合同給水訓練の実施や、災害発生時における上下水道局と事業者側の役割について取り決めています。また、次回の協定内容をより良くするよう、上下水道局と事業者側で協定内容を毎年協議しています。
河本委員：	上下水道局は水道検針業務と料金徴収業務をこの協定締結企業に委託しています。他市において、この委託企業の従業員による不適切と思われる給水停止や収入金着服、個人情報紛失等の嬉しくないニュースを目にしました。上下水道局ではこのような情報をどのように確認されているのですか。
事務局：	委託企業からその都度報告があり、今後の対応策等について聞いております。また、給水停止については、毎月１回ワーキング会議で事細かな対応状況の共有があり、アドバイスを行っています。未収金についても毎回報告があり、管理体制を整えてチェックしていくと聞いています。
河本委員：	枚方市は 2021 年度に、高齢者と障害者の地域見守り活動に関する協定をヴェオリ

ア・ジェネッツ株式会社と締結しました。締結業者の個人情報の取り扱いについて、どのようにされていますか。

事務局： 協定締結時に守秘義務を課しています。過去に不祥事等のあった業者には、再発防止策についてしっかり確認するとともに、情報管理についてモニタリングを行っています。

辻委員： 水道料金の検針は、スマートメーターの導入で、検針員が敷地に立ち入る必要がなくなり、誤検針の解消及び漏水の早期発見などメリットがあります。
大阪府域では大阪市のみが導入されており、国土交通省においても、本年に検討会を立ち上げられ、鋭意検討を進められています。
私の知る限り、大阪府域では吹田市、池田市などが実証実験に取り組まれてされました。
枚方市として現在の検討状況や今後の取り組み方針を教えてください。

事務局： スマートメーターは検針業務の効率化の他に業務拡張、例えば見守りに展開できるなどメリットがあると把握しています。しかし、コスト面の課題が大きく現状では検討まで至っていません。今後、各団体の導入状況やコストの推移を見ていきたいと思っています。

辻委員： 新名神高速道路建設にあたり、NEXCO西日本から水道管及び下水道管の移設が発生した時の移設費用をどのような基準で補償してもらっているのか教えてください。粘り強い交渉で、可能な限り多くの補償金を得ていただきたいと思います。
また、道路管理者からの指示による道路区域内の地下埋設物移設は、道路法などの監督処分により占用者への補償の金額が極めて低いようです。

事務局： 国が定めている「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」に基づき、NEXCO西日本から移設に伴う費用について補償を受けています。補償は財産価値の減耗分を控除することとなっており、設置からの経過年数が長いほど補償額が少なくなります。また、設計業務については控除が無いため、全額補償を受けています。

辻委員： 水道管の耐用年数は法定耐用年数の40年で算出するのですか。

事務局： 別途、管種毎に標準耐用年数が定められており、標準耐用年数を過ぎたとしても補償額がゼロになる訳ではありません。

辻委員： 京阪本線連続立体交差事業も大規模事業であり、この件は現在勉強中ですので、この工事に関する管渠の移設の補償費用については、次回にお尋ねするかもしれません。

河本委員：	資料４－２－３ページ、指標２－（１）鉛製給水管残存率の算出方法は「鉛製給水管の使用件数／枚方市内全域の給水件数×100」とあります。しかし、上下水道事業年報では「鉛管残存件数／全給水栓数×100」とあり、言葉に差異があります。「給水件数」と「給水栓数」の違いを教えてください。
事務局：	給水件数と給水栓数は使用する場面が異なりますが、同じ数値です。特別な意図はありません。
河本委員：	鉛製給水管残存率は分母の給水栓数の増減によって、分子の鉛管残存件数が同じであっても、率変動します。そのため、鉛管解消件数と残存件数で示せば、的確に把握しやすいと思います。または、分母が変わらないように給水栓数の基準年度を設定すれば、実際に鉛管が解消したのか分かりやすいと思いますが、いかがですか。
事務局：	委員の意見も踏まえ、分かりやすい表記について、今後、検討します。
河本委員：	大阪府や国の鉛製給水管残存率も、その年度の給水栓数を元に算出しているのですか。
事務局：	その通りです。
河本委員：	では、鉛製給水管残存率の算出方法を枚方市独自のものに変更してしまうと、他市町村等との比較ができなくなってしまうのですか。
事務局：	他市町村の鉛製給水管残存率の算出方法や、基準について確認します。
水野委員：	大切なのは鉛製給水管残存率ではなく、残存件数です。 どこかの年度で分母を固定するか、解消件数ではなく解消率であれば、他市町村と比較できると思います。例えば、令和６年度に鉛製給水管の使用件数が何件あり、令和１０年度に向け何％下げるという解消率の方が良いのではないのでしょうか。鉛製給水管残存率と併記するのも良いと思います。他の指標でもありますが、分母が変わるものを率で表すのは合理的ではないと思います。
後藤副会長：	検討していただければと思います。
市川委員：	資料４－２－６ページ、指標４－（２）配水池の耐震化率の評価「１」に連動し、資料４－２－８ページ、指標５－（１）応急給水拠点等における一人当たりの貯水量整備率の評価「１」について、妙見山配水池更新事業が、遅れた理由を教えてください。
事務局：	妙見山配水池は既存施設の耐震補強で耐震化を目指していましたが、耐震診断した

ところ「耐震補強による耐震化は困難」との結果でした。そのため、補強から更新に変更し、令和 10 年度までの耐震化が困難になりました。今年度より基本設計に着手しており、令和 12 年度を完成目標として進めています。

市川委員：耐震化や災害対策は、非常に重要な指標と思いますので、評価理由に単に遅れたと記載するだけでなく、遅れた理由や事業をより良い方向に転換したことを記載し、公表していただければと思います。

水野委員：「耐震化率」について、計画的に点検等調査を実施している進捗率の指標と、その時その時で想定できる健全度に対して現在どれくらいの耐震化率であるという指標の二つがあった方が良いかと思います。

事務局：耐震化の結果のみではなく、日頃のメンテナンスを含め実態を表せるように検討します。

笠原委員：資料 4－2－14 ページ、8－④遊休施設や既存施設の有効活用についての令和 6 年度の目標は「枚方市公民連携プラットフォームへ掲載以外の新たな手法等の検討を行います。」とあります。実績に新たな手法の検討結果について記載がありませんので、検討結果を教えてください。

事務局：遊休施設や既存施設の有効活用について、上下水道局のホームページだけでなく、市のホームページにも掲載するか市長部局に相談しましたが、掲載には至りませんでした。そのため、公民連携プラットフォームの掲載のみに留まりました。

審議案件（２） 令和 6 年度(2024 年度)下水道事業 施策評価(速報版)について

事務局：資料 5－1、資料 5－2、資料 5－3 に基づき、「令和 6 年度「枚方市下水道ビジョン 2022」施策評価一覧表（速報版）」、「令和 6 年度「枚方市下水道ビジョン 2022」施策評価シート（速報版）」及び「令和 7 年度具体的取組の目標一覧（「下水道ビジョン 2022」施策評価）」を説明。

河本委員：資料 5－2－13 ページ、9－⑧保有資産の有効活用の取り組みについて、広告の掲載可能なマンホールの区域が非常に限定的だと思います。マンホール蓋に広告を希望する企業を増やすために、区域を拡大し、企業が場所を選べるようにするのはいかがですか。

事務局：安全性の問題や、道路管理者との調整、同業種企業の広告掲載など、場所により難しいこともありますが、昨年度よりマンホール広告の掲載可能区域拡大について検討を開始しています。

辻委員：	資料５－２－１２ ページ、９－④土のうの適正な保管数について、枚方市ホームページのFAQに配布の記載はありますが、回収の記載がありません。使用済みの土のうを回収するかしないのかについて明確な記載をお願いします。 次に、土のうを配布した中で、地元の方より喜ばれた事例はありましたか。 また、土のうの配布が増えれば、職員の負担が増えると思います。 例えば、職員による土のうの戸別配布は、「災害弱者への支援」、「災害時での市民の自助努力の啓発」、「浸水被害で実際に困っている市民の優先救済」という３つの大きな視点から考えられるべきだと思います。今後、民間委託の拡大も含め、土のうの配布についてのあり方を検討すべきではないかと思いますが、いかがですか。
事務局：	土のうの回収について現在ホームページに記載できていません。土のうの配布と同様、要請により回収も行っていますので、記載内容等を含め検討します。 次に、令和６年度は２７件の土のうの要請があり、配布しました。配布時に要請者と直接お会いし、浸水被害の防止軽減に繋がったとの声をいただいています。 最後にご指摘いただいた土のう配布の今後のあり方は、枚方市の現状や、様々な可能性も含め検討し、審議会で報告できればと思います。
辻委員：	土のうの配布は、上下水道局が参加するイベントやホームページにおいても積極的に枚方市から広報はされていません。記載されているのは「土のうステーションの活用を」だけです。行政サービスの不平等がないよう、広報をするかしないか、明確にさせていただきたいと思います。市が広報されていないのに、土のうの配布の要請が地元からあり、土のうを市から配布されていることが不思議でなりません。まさか配布地域がすでに固定化されており市民に不公平な事態になっているのではないのでしょうか。 続きまして、資料５－２－１０ ページ、８－④下水道使用料改定の必要性の検討に向けた有収水量について、大阪府への流域下水道負担金額は前年度負担と相対評価していると、前回の審議会で伺いました。私は絶対評価で各年に本当に必要な額なのかを検証した上で支払っていただきたいと思います。 渚水みらいセンターの太陽光発電システムの発電量は、大阪府東部流域下水道事務所に独自調査したところ条件により変動はあるが処理場の必要電力量の約７％とのことでした。７％の電力量で停電時にどの程度の処理ができますか。そして、この処理能力は、枚方市として、府任せにせず情報共有し、市民に発信すべきことではないでしょうか。また、費用対効果をしっかり検証した上で、負担金の是非を検討すべきではないでしょうか。
事務局：	土のうの配布についてはこれまで同じ方からの要請が多いです。 続きまして、渚水みらいセンターの太陽光発電についてですが、商用電源が停電した場合、渚水みらいセンターは自家発電設備を使用します。自家発電設備で使用する燃料の運搬が、災害等の理由で困難になった時に、太陽光発電の電力で補完すると、大阪府より聞いています。このような取り組みは大阪府がホームページで周知

していると思いますので、枚方市ホームページにリンクを作成し、市民が情報にアクセスしやすいよう工夫したいと思います。

また、渚水みらいセンター内の太陽光発電は、すでに売電により建設費の回収は完了し、現在は毎年の黒字分が維持管理費に充当されており、枚方市の負担額軽減に寄与していますので、費用対効果はあると考えます。今後も大阪府流域下水道事業の取り組みを注視していきたいと思います。

辻委員： 具体的に必要電力量の約7%で、停電時に具体的にどのような処理ができるのかをお尋ねしています。大阪府に負担金を支払っている以上、市として最低限どの程度の処理が可能なのか、知っておくべきではないですか。

また、7%程度の数値では、大阪府が発信されています「防災力の強化」とまで表現して公表していてもいいと本当に言えるのでしょうか。「防災力の一助」程度なのが実態ではないかと思います。大阪府の表現は「盛りすぎ」だと思います。ただ、現地を見に行きましたら、企業名の看板には、「災害時の停電時には水みらいセンターの下水処理施設への非常用電源として一部供給します」と大阪府よりもかなり控えめな表現とされていました。

事務局： 停電時の下水処理については現在分かりませんので、大阪府に確認したいと思います。

辻委員： 是非とも確認の上ご報告願います。

案件（2） 報告案件

報告案件

- （1）水道事業及び下水道事業における情報発信の強化について
- （2）下水道管路の全国特別重点調査及び水道管路の緊急調査について
- （3）中宮浄水場更新事業及び浄水施設運転維持管理業務等委託について
- （4）中宮浄水場～春日受水場間口径 800mm 以下送水管更新工事等について

事務局： 資料6、資料7、資料8、資料9に基づき、報告案件について説明。

報告案件（1） 水道事業及び下水道事業における情報発信の強化について

※質疑無し

報告案件（2） 下水道管路の全国特別重点調査及び水道管路の緊急調査について

門崎委員： 全国でこのような事故が発生しています。万が一、枚方市で普段起こりえないような事故が発生した場合の緊急対応のシミュレーション等されていますか。
加えて、事故の報道も増えていますので、関心を持ち心配する市民もいると思いま

	す。例えば、重点的な緊急調査をしたことや点検結果などの広報活動をしているのか教えてください。市民に安心を提供するよう、適時広報されればよいと思います。
事務局：	危機管理として緊急出動班による給水訓練や災害対応訓練は年に一回は実施しています。また、災害対策本部が発足した場合の設営と市民周知は、年間を通して危機管理業務として行っています。 二点目について、1月28日発生の八潮市の道路陥没事故を受け、翌29日に水道局全体で汚水幹線管路が埋設されている道路上の目視点検を行いました。また、2月を調査月間とし、市内移動の際に不具合等の発生がないか確認し、ホームページで問題が無かった旨の調査結果を広報しています。なお、日々下水道に起因する小さな陥没については、その都度対応しております。 全国特別重点調査の実施に向け、委託手続きを進めています。ホームページ等を通じて市民の皆様に調査内容や結果を適切に周知したいと思います。
後藤副会長：	門崎委員は、全く予想しないような陥没が突発的に起こった場合、どのような体制で対応するかもっとシミュレーションして備えるべきと仰ってますので、検討していただければと思います。
笠原委員：	資料7-4ページ、下水道管路の全国特別重点調査において【優先的に実施すべき箇所】の②③④に「枚方市は対象なし」とありますが、これは枚方市が管理する管路には対象がないという意味か、大阪府等が管理する大きな管路も含め枚方市には対象がないという意味か、どちらですか。
事務局：	こちらは枚方市が管理する管路には対象がないという意味で記載しています。
笠原委員：	市が管理している管路は比較的細く、事故の影響も小さいですが、市が管理しない大阪府の幹線は太く、事故による影響が大きくなります。老朽化や浸食状況などの情報は、大阪府や企業団などの他の組織と密に共有し、必要な情報を市民の方に発信できる仕組みを構築していただきたいと思います。
事務局：	例えば大阪府が管理する流域下水道の管路は直径2メートル以上あります。大阪府とも連携し、周知の方法について検討していきたいと思います。
報告案件（3）	中宮浄水場更新事業及び浄水施設運転維持管理業務等委託について ※質疑無し
報告案件（4）	中宮浄水場～春日受水場間口径800mm以下送水管更新工事等について
辻委員：	送水管更新工事におけるシールド掘削土は、今回の現場では試算すれば約9,000 m³

にのぼり、泥土圧式シールドではその法的な扱いが、「汚泥」に該当すれば廃棄物の処理及び清掃に関する法律が適用され産業廃棄物となり、残土又はしゅんせつ土砂に該当すれば規制対象外とされています。

残土か汚泥かの区分は、悩ましい問題だと思いますが、今回の現場で発生する掘削土の再利用と、有効活用をどのようにされているか教えてください。この掘削土を有効活用できれば受注者の収入となり、減額変更契約により枚方市の収入にもなるのではないのですか。

その他、落札率 75.8%で、予定価格より 12.2 億円安価で契約できていますので、入札差金やこの活用策、例えば耐震化工事の前倒しなどについてもっと市民に PR されてはどうかと意見としてお伝えします。

事務局：

今回の工事では、土質の状況によってばらつきがあるものの、可能であれば現場内流用や国土交通省が提唱する事業間流用の検討をしております。

立坑築造時の発生土は、土質調査結果から同現場の埋め戻しとして使用できるものと考えております。

また、事業間流用については、近隣自治体と発生土のデータを共有しており、他自治体から要請があれば流用することも考えています。

掘削土の処分については、産廃処分と残土処分の両方を予定しています。

案件（3）

その他

事務局：

（令和 7 年度の開催予定、及び第 2 回審議会の開催日予定時期等について報告）

以上